終 濟 論 彩 第 四 十 四 卷 第 五 號 大正四年六月二十一日第三種郵便物器可(银月)回载

還戶減其質量

言已

念

集

京都帝國大學經濟學會

第四十四卷

(通卷第二百六十三號。禁轉載) 第五號

奉

呈

神戶正雄先生

執筆者 一同

目	財政學と經濟政策論との交流經濟學 士	リストの國民生産力說 經 濟 學 士	貨幣の中立性に關する一考察 經 濟 學 士	取引所實物化論と短期清算取引の應用に就いて經濟 學 士	財政學の基本問題 經濟 學 士	明治初年の官營産業に就いて經濟學 士	アフタリヨンの貨幣心理説に就いて 經 灣 學 士	工場內勞働者教育事業の目的	アダム・スミスに於ける自由主義社會の理念的構造に就いて無 濟拳 士	シュレーデルの王室金庫論網 海 温 示	『維新の韶』に於ける變革の國是經濟學博士	寶際政策と政策原則經濟學博士	幕末の商税論經濟學博士	現代社會學に於けるパレト社會學の地位文 學 嫭 士	農家の負債と負擔能力	滿洲移民の特異性と掃匪問題
	島	白松	中	今	人	堀	松	大	14	压阻	石	作	本	米	[H]	山
	-11:	杉庄	谷	西	谷	žΩ	[11]	塚	道: 川	H	Щ	$\Xi$	<b>止榮</b>	田庄	詽	本 美
	恭	_		文	政	保	*		2	小	햂	莊	ん治	太	嗣	越
	彦	傯	實	斞	敬	藏	兒	[1]]	扩广	-[:			US	即	郎	乃
	惠	言	큿	101	至	二	一吋人	元	2:5	华	는 기입	猋	耋	₫	10	_

熊澤蕃山研究序說.....

.....經濟學博士

黑

Œ.

廄

蕓

츳

……經濟學博士

蛇

虎

Ξ

經濟學博士

谷

춫 臺

見 П 川

Ξ 吉

郞 彦

甇

心

水産經濟學と其の課題 ……………

赤字公债の消化・・・・・・・・經濟學博士 小	支那南北辨	現段階に於ける租稅體系經濟學博士 上	財政學者の鐵道經濟に關する研究論著に就いて商_學 士 武	自然利子論 翠 博 士 高	昭和の税制改革經濟學博士 . 汐
小島昌太郎		方	膝	田	見
昌大	部靜	成	長	保	===
郎	治	美	藏	馬	郎
-					-

咒 檃

五二

神戶正雄博士年譜及著書論文目錄

壳

# 『維新の詔』に於ける變革の國是

### 石 川 興

## 變革原理の歴史的考察

ないのであつて。 が、このことは必然的になされるものではない。若しそれが失敗に終るならば、その國民的生命は衰亡に向はざ **なければならない。** るを得ないのである。 新なる發展の爲めには、 了。 为: 現代 ∄n < Ø 日本が變革期に當面して居ることは何人も否定し得ない。 變革期に於ては國民的生命が既存 而もこの指導原理は變革さるべき國民的存在の個性に卽して立てられたものでなければなら この變革が全ふされんが爲めには、それが自覺的實踐的に變革の指導原理に基いて爲され 既存の制度を打破し新なる制度を表現して自己を新に構成しなければならないのである の制度の下に於て最早や發展し得ざるに至つたのであつて、 īīn も變革期は生命の危機である。 卽ち旣 に述 ₹.

るのである。 民的生命にとつて極めて危險なことであつて、今日國民の不安を一層大ならしめつゝある重大な原因を爲して居 然るに我國民は現代の變革期に於て、未だかくの如き變革的原理 かくて我國民的生命の健全なる發展の爲めには、一日も早く變革の原理を確立し以てこの原理に基 の確立に到達して居ない。 とのととは、 我國

『維新の詔』に於ける變革の國是

七九

1) 拙稿『國民生命史觀』本誌三月號參照。

à, の非常時に對處しなければならないのである。

かくて私はこれまで屢々、 我國の變革が國民主義的立場に於て爲されねばならないことを主張し來つたのであ

理によつて爲されたのである。『五箇條の御誓文』とその『御宸翰』が卽ちこれである。 1の變革: 我國史上に於ては、三大變革が見られる。 付匀 原 理 の問題に にとつて最も重要なる意義を有するのは維新の變革であつて、 大化の改新と鎌倉の開幕と明治維新とが即ちこれである。 との變革は明確 私はこの兩者を併せて「維 なる指 この中今

のである。 居るのみであつて、そこにはこの御誓女の變革の國是としての今日の變革期に於ける意義が何等觸られて居ない n 十周年五十周年等に當り、 新の詔』と呼ばんとするのであるが、以下この『維新の詔』について我國民にとつての變革の原理を考察する。 るが、とゝにはこのことを更に我國史上の重大事實について明にしたいと思ふのである。 に萬機を公論に決して居ないのであるが、 會議を興し萬機公論に決すべし』とある御誓文第一條の今日の帝國議會の基礎であることが專ら高調され たのは如何なる理由に於てゞあらうか。 去る三月十四日、 また萬機公論と云ふ點より見るも、 五箇條御誓文煥發七十周年記念の決議が、衆議院に於て行はれた。今日まで御誓文渙發の三 變革の國是としての『維新の詔』 その記念が議會に於て何等爲されることなく、特に今日に於てその七十周年が記念さ との點についても何等反省がなされて居ないのである。 その決議文について見るもまたその提案の説明について見るも、 今日の議會が事實上資本家階級の利益を代表するに急であつて眞 今やかくの如 友朋堂文庫『詔勅集』第四○四頁にはこの御宸翰を『維新の詔』と名づけて居る。 I)

らその第 最も激しく、その存在自體をすら否定せんとする勢を示め き議會に對して諸方面 會と變革に逼りつゝある現代の市民主義制度を防禦せ 條を高調す より攻撃が爲されて居るのであつて、 ることによつて御誓文の渙發を記念した理由 して居る 特にフアッ のであ は、 シ フ る。 ァ ≇ ッ 的又は國家 カゝ シ くて 3 的 衆議院が七十周 な攻 主義的立場より 擊 力  $\alpha$ 對 しその 年の今日 n 攻 市 擊 民

んが爲めであると解せられるの

である。

義的

な議

され K 進. 然るに事實に於てはこの御誓文なるものは、 た 取 Ø 的 變革 Ţ. ある 的 が なるも ح n Ó 等 なのである。 Ø 占 Ø が JΕ 揚 卽ち徳川 宸翰なので 25 扎 7 衆議院によつて示めされたこの保守 Ø 封 Ø 建祉 變革 會 Ø 國是として確立されその後 Ø 末期 K 於て は、 その 變革 的 の變革 反動的 K つい を指導 て なも 滔 種 Ď とは正 L Ø 思想 たところ が K 罸 反

國民 じ天 は 地 の變革の國是が定められたのである。 睍 (地神明 祗 に詔物を賜 治天皇は むしろ御宸翰 を祭ら た誓ひ大い せ給ひ ぶふたの 維新の洪業を創め給ふに方り、 Ø 方が Ŧ. で K 事 特 あ 斯國是を定め萬民保全の道を立てんとす」 の御宣誓を行せられ ર્ક に重 今日普通に ĸ ぜられたと云は この御宣誓を終らせられし天皇には、 は 五箇條 た。 今より そこには n る程にそれは重要な意義を有するも Ø īΕ 御誓文のみを重んじて詔 に七十年前 「我國未曾 と仰せられて居るのであつて、 の明 有 Ø 治元年三月十四 變革 更に 菞 を爲さんとし朕躬を以 を忘れ 同 日直ちに御宸翰 Ō 勝ちである 日紫宸殿に ج. ぁ が、 出御 ح て衆 Ø 7 當 形 1 遊 を以 明 畤 K さ ĸ 先 ñ 治 天

新

神

ψ,

Ō

が、

ζ.

Ø

Б.

窗條

Ø

御誓文とその

御

あ

Ž

7

居るのである。 ち御誓文に於て かくてこ は維新 の兩者は全く不可分離なるものであつて、 に當つて Ø 變革 Ó 國是が 明 にさ n 御 宸翰 我々は兩者の統一 K 於て はと Ø 變革 に於てはじめてこ Ø 國是 Ø 意義 が 明 Ō  $\sim$ 變革 さ n

『維新の

詔』に於ける變革の國是

渡邊幾治郎の『五箇條の御誓文と御宸翰』大阪朝日新聞昭和十二年三月十三日 1) 一頁參照

國是を十分に明 にし得るのである。 兩者を併せて『維新の詔』と呼ぶ所以もこゝに存するのであ

基礎。 す<u>.</u> 代的 あ る 御誓文に對する奉答文に於て「勍意宏遠、 變革 る。 今日 とあ 相對化す 7. 從つてそれは今日の變革にとつても重大なる意義を有するのである。 の根本原理がそこに示めされて居るのであつて、 流 ある。 るが 行  $\bigcirc$ 如 るのであるが、歴史上に於ける偉大なるものには、その時代を越へた絕對的意義が 歷 < 史的 即ちそれは其後の我 相 ۲. の『維 對 主義の立場に 新の 語は、 國民 於ては、 の變革 正に當時に於ける「今日 誠に以て、感銘に堪えず。 並に發展 切のものをその時代との相 この意味に於て、 0 指導原 の急務」であ 理となつた 今日の急務、 Œ のみ 0 に我國民にとつての「變革の國是」で 對 的制約 72 永世の ならず、 **Ø** みなら K 基、礎、 に於て考 <u>ٷ</u>ۛ 我 國民性と國 我國民 此 存するのであ Ø 他 その意義を時 K Ø 情に 出 永 ず 卽 可ら 世 0

### Ξ 國民共同體 の立場 に於ける變革

維新の詔』は、 カゝ ``` の如く變革の國是として定められたものである。 故に先づこの變革の立場を明にしなけれ

居るが如くこの變革の主體が天皇であらせられることである。 子」の關係として、規定されて居ることこれである。 ところの國民共同體に於ける中心としての天皇と人民との關係であつて、 ばならない。 先づ第 K 重 んぜらるべきことは、 天皇御· 自 5 我國 ح の君臣の關係は、 未曾有 の變革を爲さんとし朕躬を以て……」と仰せら 而もこの 既に述べしが如く、 君と臣との關係が、 その國民史に於て國民共同體 共同愛を原理とする 「億兆の父母」と「赤 貫 n

が

- 大日本韶勅謹解思想社會篇第三一八頁参照 拙稿『新國民主義と國民共同體』本誌一月號『國民生命史觀』本誌三月號参照。 1)

て發展し來り從て國民共同體の特に鞏固なる我國民に於て見られるところの國體の精華である。

れ得る。 のであ 逸に於ては君は武力的權力的君主としての皇帝 することは出來なかつたのであつて、反つて將軍はやがて、 君が臣の手段でもまた臣が君の手段でもなく、それは一體としての國民共同體を成して居るのであるが故に、 天皇御自ら明にせられたるこの君臣の共同體的關係を根柢としその憲法的表現として理解せらるべきであ 會に於ても、 人もとの を失ふ時に否定される。 なるものとして Kaiser に相當するものであるが、この將軍の全盛期に於てすら、 かくの如く變革の主體が天皇であらせられると云ふことは、この變革全體の根本的構造を決定すること」なる。 る。 !要素の支配的なる英國に於ては君は社會の機關としての王 King である。 國民共同體の中心を否定することは出來ない。 ح れ英國 澎法 皇室が一貫して變りなかつた所以もまたことにあ に於ける「天皇は神聖にして侵すべからず」と云ふことも、この憲法の基礎たる『維新 の歴史に於て見られるところである。 世界大戰末期に於ける獨逸のガイザーの運命は即ちこれである。 Kaiser である。 將軍なるものが支配的 また武力的 この國民共同體的關係によつて否定されるに至つた るのである。 社會の機關 権力的なるものとして 即ち将軍なるもの なるものは、 圠 位に立つて居たところの封建社 との國民共同體 また國家的要素の支配的な獨 然るに我國に於ては、 手段なるが 臣に臨むものは、 iţ の韶」に於て、 润 の中心を否定 故 力的 に否定さ 此力 岃的 ſrſ

會的 扣 變革なるも 變革なるも Ō は Ø 汇 社會の立場に立ち社會の構造に卽してなされる變革である。 は三つ Ø 型が區別され る。 即ち社會的 變革と國家的變革と國民的變革とがこれ 即ち社會に於ては、 であ 本質上有產 社

これこの變革が國民共同體的立場に於て爲さるゝものとなるが故である。

革であ 者と無 る。 なるもの 然るに 產 は 國民 權 また國家的變革なるものは、 力的 階級對立 的 變革 支配 から なるもの を以て原理とするも 生ずるのであるが、 は、 國民共同體の立場に於て國民共同 國家の立場に立つて國家の構造に卽してなされる變革である。 のなるが故に、 社會變革はこの無産者の有産者に對する階級 國家權力の擔當者によつて權力的 體 の構造に即し、 ح 0 的 共同 利己 に爲される 函 僼 の中 闘争 即ち國 變革であ 心を中核 K よる變 家

るひ 英吉利に於ても、 英吉利に として爲される變革で 會變革史觀を打立てたのである。 變革 ح 建社 於て は急速に變革する」と述べて居ることは、 は 建社會の變革が若し封建國家の權力的支配者としての將軍によつて爲されたとしたならば、 而もとし 徐 n は 於て見られ K の場合はこれ æ 會の變革 (封建的) K 反抗 なされ に 於ける封建的 し革命を意圖 國家權力 その變革の性質は、 についても、 る。 たのである。 ぁ を獨逸に於て見ることが 佛蘭西に於ては封建的貴族階級 力の支配者としての諸侯によつて、 貴族階級に し爆發的に實行したのである。 との三種 ~ 而して『經濟學批判』に於てこの史觀を要約するに當り、「あるひは ル 社會の上層階級に對する下層階級の階級的關爭としての社會的變革である ク の變革 スは、 對する第三階級 「の型が 正にこの英佛兩國の場合に相當するであらう。 この英佛に於ける社會變革の構造を變革の本質的 出來る。 區 莂 即ち英佛に の搾 Ø |變革は、 ざれ 上よりこの變革が實行され 取 かくてそれは、 るの の下に苦しめられ 於ける下より 大憲章、 である。 甚だしき流血の慘を見たので 先づ社會的 名譽革命等に Ø たる社會の第三階級以下 社會的意 變革 たのである。 於て、 變革とは異 Ø ح 型 この變革は獨逸 ۶Z. ぼ 佛 構造としてその 蘭西 1 我國 なっ 對し 佛 廟 徐 K て、 て、 於ける あ Ø 西 K 於て ĸ P 並 ح 囡 あ 0 **√**⊂

が、

ょ

b

社

Ь

封

١

K

的

が、

拙稿『經濟本質論』本誌第三十七卷第一並に七號參照。 I).

て爲され

たのである。

のそれと同様 國家的變革となつたのである。 然るに我國に於ては この變革が 天皇を中心として國民的變革とし

即ち、 天皇なるものは、 旣に述べしが如く國民共同體の中心であつて、 國民なるものは天皇を中心とする國民



共同體としてあるのである。 國家も社會も、 との國民共同體に於てあるものであり、 且つ

同體に於てある封建國家の政權の運用者であつて、封建國家が國民共同體に於てある如く、 この共同體の地盤に於て變化し行くところのものである。 將軍なるものは本來との國民共

新の變革は、 この將軍によつて爲されたのではなく、 **將軍が天皇より委任され** たる政 標を

將軍の政權も國民共同體の中心としての天皇より委任されたものである。

我國に於ける維

70

Ø

Ē

變革としてなされたことが、 る。 天皇に奉還しこの天皇によつて爲されたのである。 かくこの變革が國民共同體の中心としての天皇を中核として爲され從つて、 維新の變革全體の重要なる意義を決定するのである。 從つてこの變革の中心的自覺も天皇に於て統一され 國民共同體の立場に於て國民的

し維新の變革が英佛に於けるが如き社會革命によつて爲されたとするならば、假令革命の慘に伴ふ國民的エネ それ自身の性格として國家主義的政策を强行し、遂に世界大戰に於て自らを破滅するに至つたのである。 結果も獨逸に於て見られしが如く國家主義的なものとなつたであらう。 的な性格が十分に改められないところの半封建的な國家によつて國家主義的に爲されたことゝなり、 卽ち若し維新の變革が將軍によつてなされたと假定するならば、 それは獨逸に於て見られたが如く、 即ち獨逸に於てはこの半封建的國家が、 從つてその その封建 また若

民 世界史に稀なる國民的生命の順調なる發展を完ふし得たのである。 K ギ 一の圓滿なる進展が阻害されたるに至つたであらう。 我國の歷史を賞く國民共同體が保全されると共に一切は國民共同體の立場より國民主義的になされ以てよく 浪費を伴はなかつたとするも、 我國民共同體の根底としての國民的共同感情が破壞され、 然るに維新の變革は、 事實天皇を中心として爲され 其後に 於ける國 たが故

されるべきことのものである。 ないのである。 これをより高き生命の發展の度合に適する國家並に社會に變革し、 て自己を高めて行くものであるが、かくてこの生命が旣存の國家並に社會の下に於て發展し得られざるに至れ 即ち既に述べし如く、 かくて國民生活に於ける變革なるものは、 國民的生命なるものは、 その發展の度合に應ずる國家並に社會を實現して、この下に於 その本質上、 この下に於て新なる發展を續けなけれ 國民共同體の立場に於て國民主義的にな ば なら ば、

米合衆國に於てより徐々なる形に於て行はれ 界大戦の終末期に於て露西亞、 變革は、今日の獨逸並に伊太利に於て行はれつゝあるところのものであつて、それは社會的革命に於けるが如 时 社會的なるものと國家的なるものと國民的なるものとが區別し得られる。 たるプロ 貴族階級を第三階級によつて變革したのであるが如く、 我 々は今や現代の制度としての市民社會制度を變革しなければならないのであるが、 レタリアー トによつて變革せんとするのである。 獨逸、 伊太利等に於て急激な形に於て爲されたところのもので つ」あるところのものである。 とれ即ち社會主義の主張する變革の構造であつて、 今やこの第三階級の支配せる市民社會制度を第四階級 社會的變革 これに對して市民社會制 の立場に於ては、 この變革についてもまた あり、 度 また今日 甞て封 Ø 國 家 世 白勺 北 建

今日我國に於ける國家主義者も、 利用するのであるが、このものにあつては、國家意志が自己の爲めに資本主義制度を利用せんとするのである。 れを國家的權力の手段に利用せんとするところのものである、 資本主義制度に於ける階級的構造自身を變革せんとするのではなく、この社會制度をそのまゝにして置いて、 したが如く、半資本主義的變革に終らざるを得ないのである。 つて規定されて居るものである以上、 かゝる意闘をあらはしつゝある。而も今日の國家意志が本來資本主義階級によ かくの如き國家的變革は、 即ち市民社會に於ては、 封建制度の國家的變革が半封建的な變革を結果 資本家階級が國家意志を ح

点場 民社會の變革に於ても、市民主義化されつゝある國家意志の立場に於てはこれを十分になし得ないのであつて、 從つてこの變革の實踐的諸要因も、またこの國民共同體の立場より明にされるのである。 度天皇を中心とする國民共同體の立場の自覺に立つてのみはじめてこれを十分になし得るのである。 以上に於て『維新の詔』に於ける變革が、天皇を中心とするところの國民共同體的變革であることを明にした。 我國の明治維新に於ける變革が、封建的國家權力によつて爲されることなく、天皇を中心として國民共同體的 に於て爲され、 從つて封建的國家並に社會を國民的生命の發展の爲めに十分に變革し得たが如く、 今 日 の情

## 國民共同體的變革の究極目的(目的因)

Ш

らしめんことを要す」として、「萬民保全の道を立んとす」として示めされ、また御宸翰に於ては「天下億兆一人 先づそれが爲めにこの變革が爲さるべきところの目的因は、御誓文に於ては「各其志を遂げ人心をして倦まざ

『維新の詔』に於ける變革の國是

れ正に國民共同體の立場に於ける變革の究極目的たるべきとところのものである。 得ざる」ものなからしめ「各其志を遂げ」しむる爲めに變革が爲されなければならないのである。 國家が價値であり目的であり人々はこれが爲めの手段であると考へられた。 の人間に價値を認めて、その各々の人間的價値を十分に發輝せしめんとする人間尊重、 主義的立場に於ける人間觀の變革が見られなければならない。 も其處を得ざる時は皆朕が罪なれば」として更に「汝億兆を安撫し」として示されて居る。 卽ち國家主義的立場に於ては、旣に述べし如く、 然るに今や「天下億兆一人も其處を 人間愛の立場である。 とゝに先づ中世の國家 即ちそれは各

家の原理としての國家權力の强化の爲めになされ、 由の爲めになされる。然るに國民共同體の立場に於ける國民的變革は共同體の原理としての共同愛による總ての、 卽ち變革の の人間的完成の爲めになされるのである。 目的因は、 變革の種類の異なるにより異るのであつて、國家の立場に立つところの國家的變革は國 社會の立場に立つ社會的變革は社會の原理としての個人的 白、

人々

以は、 を得て居ない の市民社會的制度は變革されざるを得ないのである。 このことは今日の資本主義制度の變革についても妥當するのである。 この制度の下に於て國民の大多數が、勞働せる貧民としての境遇を止むなくせられ、 が放である。 即ちこれ等の人々をしてその處を得せしめ、 眞に萬民保全の道を立てんが爲めに、 即ちこの制度が變革されざる可らざる所 事實上國民として處

## 五 國民共同體的變革により實現せるべき狀態(形相因)

H

臨せんや」と仰せられて居る。 廷の尊重は古へに倍せしが如くにて朝威は倍衰へ上下相離るゝこと背壌の如しかゝる形勢にて何を以て天下に 父母として絶へて赤子の情を知ること能はざる樣計り成し遂に億兆の君たるも唯名のみに成り果て其が爲今日 述べられて居る。 愛し恩澤天下に洽」きことが國民の本質的な有り方とされ、 の目的因の爲めに實現されなければならないところの狀態を『維新の詔』に見んに、「君臣相親しみて上下相 即ち「中葉朝政衰へてより武家權を專らにし表には朝廷を推奪して實は敬して是を遠け億兆 との立場より當時の現實が批判せられて次の 如くに 君 朝 Ø

觀が否定され、 體であつて、 天下に冷し 即ち武人が國家權力を專らに き狀態が實現されなければならないとされたのである。これ「上下心を一にする」具體的なる國 Æ 天皇が「億兆の父母として」人民たる「赤子の情を知る」ことが出來「君臣相親しみ上下相 に國民共同體的立場に於ける變革の形相因たるべきところのものである。 Ļ 人民を以て國家の手段とし據らしむべく知らしむ可らずとした中世 헴 変 し思澤 の國 更 (共同 亥

劃 るに 的 くて社會なるものに於ても人々が各々その志を得て人間として完成することは望み得ないのである。 ス 利益の爲めに全體が利用されるのである。 の 即ち國家なるものは國家意志を以て原理とし、 的に規定する。 國家主義 至つたのである。 的獨逸に於ては、 かくて人々がその個性に於て發展完成せしめられると云ふことは望み得ない。 とれ に對し社會なるものに於ては、 一切は國家意志の强力なる劃一的統制の下に壓迫せられ、 今日の市民社會に於ける階級的支配其他の混亂 この國家意志は人々を自己の目的に對する手段として權 人々 は個人的利益を原理として結ばれて居りその個人 文化の發展も阻害され にはと
」 現に今日ナチ に發する。 力的 カゝ K

なれ 派 た Ø 10 して居る 別隔係に 於 な發展で ζ\_ カン 7 Ø < 7 全體 Й. は 0 於て Ø 派 全\體\ 加 あ で な 0 5 完 ある。 あ 全 がい 僼 る 國 胧 個、 家 ح l:t 體、 Ø ح 卽 K Ø 15. 地 をヽ ち個 於て 國民 れ 盤 生、 と同 K カン ,共同 全體 於て は 冬 樣 全體 0) 體 ľĊ は 音 Ø 個、 具體 完 じめて がそ Ø 體、 が 立 成 がい 個 派 全、 在 的 Ø 體 體、 な發展の なる國民 個 は 個 を なれ 性 利 Æ, を、 生、 Ø を盡すが 用 音 ٦\_\_ カン Ļ 共同 地 すい 僴 は . 盤 谷 祉 15 Ø の 完 體 故 1 Ţ. 會 Æ . た て 自 K ĸ K ぁ 於て 於て る。 成 己 各 1.1 0 シ は 個 そ は æ **た**こ ン 成員 性 Ø フ n 個 Un. 成員 0 體 を オ は 蒜 恰 Ø ۲. = ガゞ は 各 全體 1 1. Ь はじめて十分に自己 得 17 Z Ø シ 於て 全體 を利 Ø る ン 個 Ø フ で 性 12 は 用 才 の發揮 全體 立 す ぁ <u>;</u> る。 派 る 1 17 Ø Ø に成立つ 個 全體 カゝ で が **[國民共同** くて 體 あ  $\overline{O}$ る ೭ K 個 污言 個 が Ø) 對 性 70. 順 J. ታ 體 を 亿. Ø あ る 國 完成 盡 足 全 る 個 が 體 || 野! || 野! 共 友 得 を 0 汇 同 Ø 胶 は 奎 睿 る

0 音がその ァ IJ ス ŀ 個 ァ 性 レ を發揮 ス は す 力》 る具 7 る 體 具. 何 體 な 的 る音樂に對 なる國民的 存 在 各音を單一 1 對 してプラ 音化してその ŀ 1 Ø 國家主義 内容を貧弱 的 畫 ならしむるも 主義 を 對 北 받 の で Ū め、 ある 個 々

O

ی

あ

し

こ 居

け 궀 ح  $\mathcal{C}$ とに るが あつ 且 るも 體 Ę 如く より 的 なる ح 國家 n その 人人 で 虱 眞意義 В 民 あ を離れて ર્કે<sub>2)</sub> 共 祉 會もこ 同 體 ح を 發揮 それ自身とし Ø  $\mathcal{C}$ ح 於 n とは す け 12. 於、 て、 る る Ø はじ 切 諸 7 種 7 は ぁ めて る。 Ø Ø 目的 ح 社會即ち文化體系 そ ح 0 Ō 國 れ を有するものでなく、 眞 民 が 卽 意義 共 同 う 真、 體 を十 Ø, 的 國、 原 K 分に發揮 家、 理 つ  $\mathcal{C}$ V ·. 7 あ ょ Ь る。 その し得る。 つ て基礎 同様で /成員 而 してア 行け ある。 の總てを人間 即ち Ś 國家 IJ ñ 卽 ス  $\tau$ ち人はその } は 居 テ として完成 國 なけ レ ス 家 が 丰 れ 本質 義の 善 ば なら な (上諸種 世 る 立 な 政 場 體 重 S 1 0 £ る 於 O

2)

拙著『精神科學的經濟學の基礎問題』第一九一頁参照。

撰者『精神科學的經濟學の基礎問題』第一九一貝参照。 アリストテレスは、「そとに於ける總ての人がその何人たるに拘らず最善に行 爲することが出來 而して幸福に生活することが出來る支配の形式が 最善なる ものであることは明である」と述べて居る。同書第二〇九頁参照。

Ċ に實現し得、 めには人々が諸種の文化體系的關係に結ばれることを要するのであつて、 文化價値を生産し享受しなければならない あつて、 ďγ これが正に現代の國民的變革によつて實現さるべきところの形相因である。 くの如ぎ具體 國民共同體に基礎付られ このことによつて人間としての本質を十分に發揮し得るのである。 的なる國民共同體に於てはじめてその成員の總てが人間としての發展完成を果げ得るのい、、、、 たる諸文化體系に於てはじめて十分に發揮し得られるところの のであるが、このことは個々人としては十分に爲し得ない。 かくてはじめて諸種の文化價 これ文化體系又は社會 も の これ の真意義 値 Ċ Ċ を十分 あ が爲 あ る

が、

と共に 艱難辛苦を問はず親ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂には萬里の波濤を拓開し闕威を四方に宣布し天下を富岳の 外に「神州を保全」せんとせられるのであつて、「故にこゝに百官諸侯と廣く相誓ひ列祖 安きに置か は億兆を苦しめんことを恐る」として示されて居る。 み世界の形勢 先づ當時 以 Ŀ のみはじめて可能となるのである。 は 國 んと欲す」と仰せられて居る。 Ö 內 世界の情勢に於ける「神州の危急」 的 に疎く舊慣を固守し一 に實現せらるべき狀態であるが、 新の效をはから」さる時は 『維新の詔』に於ては國內的變革と共に對外的 が、一近年宇西大いて開け各國四 國民が國際的 かくて内に 「遂に各國の凌侮を受け且は列聖を辱しめ奉り下 一聯闘に於てある以上、 「萬民保全の道を立てんと」 方に相雄飛する時に な變革 國內的變革 Ø 御偉業を繼述し一 せらる」天皇は が が示され は 對 當り猶我 て居 外 的 る。 Ø

の「國威宣布」と云ふことが、 ح. 御 震輸が、 普通「國威宣布の詔」と云はれるのは、 國家主義者の場合に於けるが如く、 ح Ø 點に於てゞあるが、 對外的なる武力的侵略を意味せず、また帝國主 而 کے 7 に注 意すべきことはこ

九

### 『維新の詔』に於ける變革の國是

至るのである。 義的な經濟的侵略をも意味せざることである。武力的侵略に於てもかゝる經濟的侵略に於てもそれは、 的に行動する以上、 即ちかくの如き國際的狀態に於ては、 安定と充實とを破壞し去るものである。 民の力を高め自國民を安きに置くが如くにして實は各國民の對立的關係を激化しその結果、 內に於ても軍備等の爲めに國民生活を犧牲として國家主義的なる强行を行はざるを得ざるに 如何に國內に於て國民主義的な變革を爲さんとするも、 とのことは、 今日の國際關係が最もよく示めしつゝあるところである。 各國民の 對外的 に國家主義 國内生活の 一見自國

講じ得、 國民が相互に國民人格を尊重し得る人類共同體的な國際關係に於てはじめて、各國民は內にまた萬民保全の道 保全の道を立てん」とすれば、外に向つてもまた各國民の保全の道を確立しなければならないのである。 くて對內的變革と對外的變革とは同一原理に立つてはじめて實行可能となるのである。 かくて「天下を富岳の安きに置く」ことが出來るのである。 故に今日内に 卽ち各 「萬民 を

# 六 國民共同體的變革の動力としての國民(動力因)

力せよ」と仰せられ、また御宸翰には「今般朝政一新の時に膺り天下億兆一人も其處を得ざる時は皆朕が罪なれ とし朕躬を以て衆に先んじ天地神明に誓ひ大に斯國是を定め萬民保全の道を立てんとす衆亦此旨趣に基き協力努 て實現すべきところの動力因が明にされなければならない。 以上 M .於て對內的並に對外的に實現せらるべき形相因について考察したが故に、 御誓文の結びに於ては 次にこの形相因をそれ 「我國未曾有の變革を爲さん だれよつ

居る。 私見を去り公議を採り朕が業を助けて神州を保全し列聖の神靈を慰し奉らしめば生前の幸甚ならん」と結ばれて 天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし」と仰せられ、 られることを國民全體に期待して居られるのである。 をして君たる道を失はしむるのみならず從つて列祖の天下を失はしむるなり汝億兆能 ば今日の事朕自身骨を勞し心志を苦しめ艱難の先に立ち古列祖の盡させ給ひし蹤を履み治蹟を勤めてこそ始めて 即ちか」る意味に於て天皇は、 國民が天皇の御「志を體認し」奉り、 更に御宸翰は「朕が志をならざらしむる時は 君民一體の力によつて變革の爲し果げ 々朕が志を體認し相率ねて 是れ朕

これを今日 の市民社會制度の國民的變革に於て見るも、 その動力因として國民大衆は重要なる意義を有する

である。

利己的行動と同様に、 時の獨逸の事情が、 たるを得ないことは、 關心を有するものなるが故に、 ると考へたのである。 ㅁ 即ち社會主義は、 タリア のみが市民社會制度を變革することによつてはじめて自己を解放することが出來るところの變革階級で ] }-の階級的利己心を充すに急であつた。 市民社會制度の下に於て何等かの特權を亨けて居る階級は、市民社會制度を保持することに 世界大戦を通じて大破せし國民經濟の再建を國民全體の爲めに何よりも急務とせしに拘らず 然しながらプロレタリアートがその階級的利己心に立つ限りそれは國民的變革の變革階級 その階級的利己の爲めに國民的全體的利益を無視するに至つたのであつて、かくてやが 世界大戰直後に於ける獨逸の社會主義革命時代に見る。 この制度を變革することによつて失ふものは鐵鎖のみであるところのプロ この彼等の階級的利已的な行動は、常ての資本家階級の 即ち彼等は政權を掌握するや、 歶 1)

ブ

自分が否定されざるを得ざるに至つたのである。

的全般的なる立場に立つことは出來ないのである。 るのであるが、 また國家主義の立場に於ては、現存の國家意志の直接の擔當者たる廣義の官僚によつてこの變革を爲さんとす 官僚が官僚としての特權的意識に立つ限り、 それは同様に自己を特殊化するものであつて、

民共同體的自覺に達し得ないのである。 居るところのものであるが、 層である。 るところの何等の特殊利益を有しない 利益を有せず、 の爲めに奮起し得る國民層である。 有するものとなるのである。 かくて要するに國民的變革の動力因たるものは、 かくて彼等國民大衆が國民共同體的自覺に立つ時、それは國民的變革の動力因として重要なる意義を そのもとに於て次第に經濟的な壓迫を强められ行くところのものとして國民共同體的自覺を防け 而も何等か特權を有するものは、 而して事實上に於て國民の總ではその根底に於て國民共同體的立場に立つて のであつて、 然るに國民大衆なるものは、市民社會制度の下に止ることに於て特殊の 彼等こそ市民社會制度を變革するに最大の關 真に國民共同體的な自覺を有し國民共同體 この特権の為めに特殊化されて寅に普遍的なる國 の具體的 心を打する國民 なる實現

# 七 國民共同體的變革の根本方策と國家主義の否定

にされると共に、このことによつて現代の變革期に處すべき態度も一層明にされるのである。 すべき諸方策の根本指針が示めされて居るのである。 |維新の詔]に於ては以上明にせし變革の主體、 目的 因 而してこれ等の意義も國民共同體の立場に於てはじめて明 形相因、 動力因のみならず、 更にこの變革を實行に移

によつてはじめて可能となるのである。 地 て見られるところの現存の資本主義制度を保持せんとすることも許されないと共に、今日の國家主義者に於て往 態度の許されないことは云ふまでもないのである。 に基礎づけられて居る今日の議會によつては不可能であつて、この議會を新に國民共同體の上に基礎付けること を得ざるものなからしむるとこの中外に施して悖らざるものでなくてはならない。 々見られるところの「武家權を專らに」せんとする國内變革もまた侵略的な對外的方策も許されないのであ の公道」なるものは、 この爲めには、「廣く會議を起し萬機公論に決する」ことも必要である。 先づとの變革の立場に於ては、「舊來の陋習を破り天地の公道に基く」ことこそが根本指針である。而して「天 内に天下一人もその處を得ざるものなからしむると共に、また外に各國民をしてその所 國家主義者に於て往々見られるところの議會そのものを否定せんとする 前述せし如くこのことは市民社 從つて今日の保持主義者に於 會の上

33

が如き偏狹なる獨善的閉鎖主義に陷つて他國を夷狄視することは許されないのである。 またこの爲めには、 かくて國民共同體が愈々確立され行くことこそが、「大に皇基を振起する」所以である。 廣く「智識を世界に求め」ることを要するのであつて、 今日往々國家主義者に於て見られる

### 八 國體の實踐的明徵

ての人民との國民共同體の上に打立てられて居り從つてこの國民共同體の立場より理解され得たのである。 以 上明にされし如く、 『維新の詔』に於ける變革の原理の一切は、「億兆の父母」としての天皇とその「赤子」とし

九 Ħ.

『維新の詔』に於ける變革の國是

議會を如何にして國民共同體の上に基礎付けるかについては、別に詳論する。 1)

と共に變らざるところ我國民にのとつての「變革の國是」である。 てこの國民共同體が我國民史を一貫して變らざる國體の精華であるが故に、 三詔 に於ける變革の原理は、 國體

る。 教育等の諸方面の變革を斷行し、また對外的方策を確立し、 されなければならない。これを今日について云へば、これまでの社會的立場並に國家的立場に於ける國體論 て我國體が眞に明徴されたが如く、國體なるものは單に觀念的に明徴さるべきものではなく、更に實踐的に明徴 し國民共同體の立場に於ける國體論を明にするのみならず、 今日特に國體の明徴と云ふことが叫ばれつゝあるが、而もそれは尙ほ一般に觀念的な問題として考へられて居 徳川時代の末期に於て、この『維新の詔』に於て明にされたる國體の立場より封建制度が變革されてとに 以て人類の眞の祉福に功獻することこそが我國體の 更にとの國體の立場に於て我國民生活の經濟 政治、 よつ ľζ 對

眞の明徴である。